

## ドイツ性犯罪関連条文和訳（仮訳）

\* 平成26年12月18日現在、ドイツの議会においては、「刑法を改正する法律案－性犯罪にかかるヨーロッパ準則の実施」の審理が進められており、下記仮訳は同日現在のものである。

### ○ 刑法

#### 第78条（時効期間）

- 1 略
- 2 第211条（謀殺）による重罪は、時効にかからない。
- 3 次の時効期間が経過したとき、訴追は時効にかかる。
  - 一 無期の自由刑が定められている行為のときは、30年
  - 二 長期において10年を超える自由刑が定められている行為のときは、20年
  - 三 長期において5年を超える10年以下の自由刑が定められている行為のときは、10年
  - 四 長期において1年を超える5年以下の自由刑が定められている行為のときは、5年
  - 五 その他の行為のときは、3年
- 4 略

#### 第78条 a（始期）

時効は、行為が終了すると同時に進行する。構成要件が必要とする結果が、事後に初めて生じたときは、時効は、その時点から進行する。

#### 第78条 b（時効の停止）

- 1 時効は
    - 一 第174条から第174条 c、第176条から第179条、第225条及び第226条 a（※）による犯罪行為のときは、被害者が満21歳になるまで停止する。
    - 二 略
- （以下、略）

※ 第225条は、保護責任者による虐待処罰規定、第226条 a は、女性器切除に関する罪。

#### 第173条（親族との性交）

- 1 血族である卑属と性交した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 2 血族である直系尊属と性交した者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する。このことは、親族関係が消滅したときも妥当する。性交した、血族である兄弟姉妹も、同一の刑に処する。
- 3 卑属及び兄弟姉妹が行為時に18歳に達していなかったときは、この規定によっては罰せられない。

#### 第174条（保護を委ねられている者に対する性的虐待）

- 1 一 教育、職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられている16歳未満の者に対して
  - 二 教育、職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられ、若しくは、職務上若しくは労働上の関係の枠内で部下に当たる18歳未満の者に対して、教育上、職業教育上、世話上、職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用して、又は
  - 三 行為者の18歳未満の実子若しくは養子に対して
 性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 2 第1項第1号から第3号の要件の下で、これにより自己又は被保護者を性的に興奮させるために
  - 一 被保護者の前で性的行為を行った者、又は
  - 二 被保護者が自己の前で性的行為を行うように、この者を決意させた者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 3 本罪の未遂は、罰する。
- 4 第1項第1号又は第1項第1号と結びついて適用される第2項に該当する場合、裁判所は、被保護者の態度に鑑み、行為の不法が軽微なときは、この規定に定める刑を免除することができる。

#### 第174条a（受刑者、被収容者又は施設内の病人及び要援助者に対する性的虐待）

- 1 教育、職業教育、監督又は世話が行為者に委ねられている、受刑者又は官庁の命令による被収容者に対して、その地位を濫用して、性的行為を行い、又は、この受刑者又は被収容者に自己に対する性的行為を行わせた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 2 病者又は要援助者のための施設に入所しており、その監督又は世話が行為者に委ねられている者に対して、その病気若しくは援助の必要性に乗じて、性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせることにより、この者を虐待した者も、前項と

同一の刑に処する。

3 本罪の未遂は，罰する。

#### 第 174 条 b（官職の地位を利用した性的虐待）

1 刑事手続，自由を剥奪する改善及び保安処分手続又は官庁による収容命令手続に協力することを職務とする公務担当者が，手続により基礎付けられる従属性を濫用し，手続対象者に対して性的行為を行い，又は，この者に自己に対する性的行為を行わせたときは，3 月以上 5 年以下の自由刑に処する。

2 本罪の未遂は，罰する。

#### 第 174 条 c（相談，治療又は世話を行う関係を利用した性的虐待）

1 相談，治療若しくは世話を行う関係を濫用して，中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に，又は，身体的な疾患若しくは障害を理由に，相談，治療又は世話が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行い，又は，この者に自己に対する性的行為を行わせた者は，3 月以上 5 年以下の自由刑に処する。

2 治療を行う関係を濫用して，精神療法が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行い，又は，この者に自己に対する性的行為を行わせた者も，前項と同一の刑に処する。

3 本罪の未遂は，罰する。

#### 第 176 条（子どもに対する性的虐待）

1 14 歳未満の者（子ども）に対して性的行為を行い，又は，子どもに自己に対する性的行為を行わせた者は，6 月以上 10 年以下の自由刑に処する。

2 子どもが第三者に対して性的行為を行うように，又は，子どもが第三者にこの子ども自身に対する性的行為を行わせるように，この子どもを決意させた者も，前項と同一の刑に処する。

3 犯情が特に重い事案では，1 年以上の自由刑の判決を下すものとする。

4 次の各号に該当する者は，3 月以上 5 年以下の自由刑に処する。

一 子どもの前で性的行為を行った者

二 第 1 項又は第 2 項に該当する場合以外で，子どもが性的行為を行うように，この子どもを決意させた者

三 子どもが，行為者若しくは第三者に対して，若しくはその前で，性的行為を行うように，又は，子どもが行為者若しくは第三者にこの子ども自身に対する性的行為を行

わせるようにするために、文書（第 11 条第 3 項）により子どもに影響を及ぼした者、  
又は

四 ポルノの描写又は記述を提示することにより、ポルノを内容とする録音物を再生することにより、又はポルノを内容とする話をするにより、子どもに影響を及ぼした者

- 5 第 1 項から第 4 項に規定する行為のために、子どもを提供し若しくは斡旋することを約束し、又は、これらの行為をするよう他の者と約束した者は、3 月以上 5 年以下の自由刑に処する。
- 6 本罪の未遂は罰する。ただし、第 4 項第 3 号、第 4 号及び第 5 項による行為はこの限りではない。

#### 第 176 条 a（子どもに対する性的虐待のうち犯情の重いもの）

- 1 第 176 条第 1 項及び第 2 項の場合に、行為者がこの犯罪行為を理由に 5 年以内に確定力のある有罪判決を言い渡されていたときは、子どもの性的虐待は、1 年以上の自由刑に処せられる。
- 2 第 176 条第 1 項又は第 2 項の場合に
- 一 18 歳を超える者が、子どもと性交し、又は、身体への挿入と結びつく類似の性的行為を、子どもに対して行い、若しくは、子どもに自己に対して行わせたとき
  - 二 行為が複数の者により共同して行われたとき、又は
  - 三 行為者が、行為により子どもを重い健康障害の危険若しくは身体的、精神的な発育に著しい障害を与える危険にさらしたとき
- は、2 年以上の自由刑に処する。
- 3 第 176 条第 1 項から第 3 項、第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 6 項の場合に、正犯又はその他の関与者として、第 184 条 b 第 1 項から第 3 項に規定する、頒布しようとするポルノ文書（第 11 条第 3 項）の対象とする目的で行為を行った者は、2 年以上の自由刑に処する。
- 4 第 1 項のうち犯情があまり重くない事案では、3 月以上 5 年以下の自由刑を、第 2 項のうち犯情があまり重くない事案では、1 年以上 10 年以下の自由刑を言い渡すものとする。
- 5 第 176 条第 1 項から第 3 項の場合に、行為の際に子どもを身体的に著しく虐待し、又は、子どもを死亡の危険にさらした者は、5 年以上の自由刑に処する。
- 6 第 1 項に掲げる期間については、行為者が官庁の命令に基づいて施設に収容されていた期間は算入されない。第 1 項の場合に、外国で有罪判決を下された行為がドイツ刑法

によれば第 176 条第 1 項又は第 2 項に規定する行為に該当するときは、国内において有罪判決を言い渡されたものとみなす。

### 第 176 条 b (子どもに対する性的虐待致死)

行為者が、性的虐待 (第 176 条及び第 176 条 a) により、少なくとも軽率に子どもを死亡させたときは、刑は無期自由刑又は 10 年以上の自由刑とする。

### 第 177 条 (性的強要, 強姦)

#### 1 一 暴行を用い

二 身体若しくは生命に対する現在の危険を伴う脅迫により、又は

三 被害者が保護のない状態で行為者の影響下に委ねられている状態に乗じ

行為者若しくは第三者の性的行為を甘受するように、又は、行為者若しくは第三者に対して性的行為を行うように、他の者を強要した者は、1 年以上の自由刑に処する。

#### 2 犯情の特に重い事案では、刑は 2 年以上の自由刑とする。犯情の特に重い事案とは、原則として

一 行為者が、被害者と性交をし、又は、特に被害者を辱める、とりわけ、身体への挿入と結びつけられる (強姦)、類似の性的行為を、被害者に対して行い、若しくは、被害者に自己に対して行わせたとき、又は

二 行為が複数の者により共同して行われたときである。

#### 3 行為者が

一 凶器若しくはその他の危険な道具を携帯したとき

二 暴行若しくは暴行を加える旨の脅迫により、他の者の反抗を阻止若しくは克服する目的で、道具若しくは手段を携帯したとき、又は

三 行為により被害者を重い健康障害の危険にさらしたときは、3 年以上の自由刑を言い渡すものとする。

#### 4 行為者が

一 行為の際に凶器若しくはその他の危険な道具を使用したとき、又は

二 被害者を

a 行為の際に身体的に著しく虐待したとき、若しくは

b 行為により死亡の危険にさらしたとき

は、5 年以上の自由刑を言い渡すものとする。

#### 5 第 1 項のうち犯情があまり重くない事案では、6 月以上 5 年以下の自由刑を、第 3 項

及び第 4 項のうち犯情があまり重くない事案では、1 年以上 10 年以下の自由刑を言い渡すものとする。

### 第 178 条（死の結果を伴う性的強要及び強姦）

行為者が、性的強要又は強姦（第 177 条）により、少なくとも軽率に被害者を死亡させたときは、刑は無期自由刑又は 10 年以上の自由刑とする。

### 第 179 条（反抗不能な者に対する性的虐待）

- 1 一 中毒症を含む精神的若しくは心身的疾患若しくは障害、若しくは、深刻な意識障害を理由として、又は
  - 二 身体的な理由で
 反抗不能な者を、その反抗不能状態に乗じ、この者に対して性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせることにより、虐待した者は、6 月以上 10 年以下の自由刑に処する。
- 2 反抗不能状態に乗じ、反抗不能な者（第 1 項）が第三者に対して性的行為を行うように、又は、反抗不能な者が第三者に反抗不能な者自身に対する性的行為を行わせるように、この者を決意させることにより、この者を虐待した者は、前項と同一の刑に処する。
- 3 犯情の特に重い事案では、1 年以上の自由刑を言い渡すものとする。
- 4 本罪の未遂は、罰する。
- 5 一 行為者が、被害者と性交し、又は、身体への挿入と結びつく類似の性的行為を、被害者に対して行い、若しくは、被害者に自己に対して行わせたとき
  - 二 行為が複数の者により共同して行われたとき、又は
  - 三 行為者が、行為により、被害者を重い健康障害の危険若しくは身体的若しくは心身的発育に著しい障害を与える危険にさらしたとき
 は、2 年以上の自由刑を言い渡すものとする。
- 6 第 5 項のうち犯情のあまり重くない事案では、1 年以上 10 年以下の自由刑を言い渡すものとする。
- 7 第 177 条第 4 項第 2 号及び第 178 条を準用する。

### 第 180 条（未成年者の性的行為の助長）

- 1 第三者に対する若しくはその前での 16 歳未満の者の性的行為、又は、16 歳未満の者に対する第三者の性的行為を
  - 一 斡旋することにより、又は

## 二 機会を与え若しくは作り出すことにより

助長した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。その者に監護権をもつ者が行為を行ったときは、第1項第2号は適用しないものとする。ただし、監護権者が助長により教育義務に著しく違反したときは、この限りでない。

- 2 対価と引換えに、18歳未満の者が第三者に対して若しくはその前で性的行為を行うように、若しくは、18歳未満の者が第三者に18歳未満の者自身に対する性的行為を行わせるように、この者を決意させた者、又は、斡旋することによりこれらの行為を助長した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 3 教育、職業教育、生活上の世話、職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用して、教育、職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられ、又は、職務上若しくは労働上の関係の枠内で部下に当たる18歳未満の者が第三者に対して若しくはその前で性的行為を行うように、又は、この者が第三者にこの者自身に対する性的行為を行わせるように、この者を決意させた者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 4 第2項及び第3項の未遂は、罰する。

## 第182条（未成年者に対する性的虐待）

### 1 強制状態に乗じ

一 18歳未満の者に対して性的行為を行い、若しくは、この者に自己に対する性的行為を行わせ、又は

二 18歳未満の者が第三者に対して性的行為を行うように、若しくは、18歳未満の者が第三者に18歳未満の者自身に対する性的行為を行わせるように、この者を決意させ

ることにより、この者を虐待した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。

- 2 18歳を超える者が、対価と引換えに、18歳未満の者に対して性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせることにより、虐待した場合は、前項と同一の刑に処する。

### 3 21歳を超える者が

一 16歳未満の者に対して性的行為を行い、若しくは、この者に自己に対する性的行為を行わせ、又は

二 16歳未満の者が第三者に対して性的行為を行うように、若しくは、16歳未満の者が第三者に16歳未満の者自身に対する性的行為を行わせるように、この者を決意させ

ることにより、この者を虐待し、その際に、この被害者の性的自己決定能力の不足を利

用したときは、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

- 4 本罪の未遂は、罰する。
- 5 第3項の場合、行為は、告訴に基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追について特別な公の利益があるために刑事訴追機関が職権による介入が必要と考えるときは、この限りでない。
- 6 第1項から第3項の場合、行為の対象となった者の態度を考慮し、行為の不法が軽微なときは、裁判所は、これらの規定に定める刑を免除することができる。

#### 第184条g(定義)

この法律において、

- 1 性的行為とは、いずれも、一定の重大性のある保護法益に関する行為のみをいう。
- 2 他の者の前での性的行為とは、事象を知覚する他の者の前で行われる行為のみをいう。

#### 第240条(強要)

- 1 暴行を用い、又は重大な害悪を加える旨の脅迫により、人に行動、受忍又は不作為を違法に強要した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 2 略
- 3 本罪の未遂は、罰する。
- 4 犯情の特に重い事案では、刑は6月以上5年以下の自由刑とする。犯情の特に重い事案とは、原則として、行為者が
  - 一 他の者に性的行為を強要したとき
  - 二、三 略